

○紀南地方老人福祉施設組合理議会傍聴人規則

(平成17年2月8日)
議会規則第3号

改正 平成17年7月3日議会規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条により準用する同法第130条第3項の規定に基づき傍聴人に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の手続き)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴券)

第3条 議長は、必要と認めるときは、傍聴券を発行することができる。この場合、傍聴券を持たない者は傍聴することができない。

2 前項の傍聴券は、会議の当日先着順により交付する。

(傍聴券の返還)

第4条 前条の規定により、傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の数の制限)

第5条 議長は、傍聴人の数を制限することができる。

(議場への入場の禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることはできない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器、又は危険のおそれのある器物を携帯している者
- (2) 旗、のぼり、プラカード、その他氣勢を示すおそれのあるものを携帯している者
- (3) ラジオ、無線機、写真機、録音機、映写機の類を携帯している者。ただし、第9条の規定により、撮影又は録音することにつき、議長の許可を得た者は除く。
- (4) 酒気を帯びていると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等議事の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 帽子、首巻等を着用しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) はち巻、たすき、ヘルメットの類を着用し、又は旗類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (6) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映写等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合はこの限りでない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(命令による退場)

第11条 傍聴人が、この規則に違反し、又は議場の秩序を乱すおそれがあるときは、議長は退場を命ずることができる。

2 退場を命ぜられた者は、当日再び傍聴席へ入ることができない。

(退場)

第12条 秘密会を開く議決があったときは、傍聴人は直ちに退場しなければならない。

附 則 (平成17年2月8日議会規則第3号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年7月3日議会規則第4号)
この規則は、公布の日から施行する。